

財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団の関係規程の整備等を行う規程

公益財団法人に移行するにあたり財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団の関係規程の整備を行う規程を次のように定める。

(対象)

第1条 この規程の対象は次のとおりとする。

- (1) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団運営委員会設置規程
- (2) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団組織規程
- (3) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団理事長の専決事項に関する規程
- (4) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団事務決裁規程
- (5) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団文書規程
- (6) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団財団印規程
- (7) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団給与規程
- (8) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団就業規程
- (9) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団会計規程
- (10) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団出張規程
- (11) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団依頼出張者旅費規程
- (12) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団情報公開規程
- (13) 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団個人情報保護規程

(名称の変更)

第2条 前条第1項第1号から第13号の規程の名称及び規程中の

- (1) 「財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団」を「公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団」に改める。
- (2) 「寄附行為」を「定款」に改める。

(関係規程の整備)

第3条 第1条第1項第1号の財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団運営委員会設置規程第1条第1項の「財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団寄附行為第34条」を「公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団定款第38条」に改める。

2 第1条第1項第2号の財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団組織規程第2条第1項の「財団寄附行為第38条」を「財団定款第44条」に改める。

3 第1条第1項第3号の財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団理事長の専決事項に関する規程第1条第1項の「財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団寄附行為第19条の規程にかかわらず、」を「公益財団法人こうち男女共同参画社会

づくり財団定款第23条の規程にかかわらず、」に改める。

- 4 第1条第1項第4号の財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団事務決裁規程第3条第1項第2号の「理事会」を「理事会及び評議員会」に改める。
- 5 第1条第1項第5号の財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団文書規程別表永年保存5の「理事会」を「理事会及び評議員会」に改める。
- 6 第1条第1項第9号の財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団会計規程の
 - (1) 第3条第1項の「平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡申し合わせによる公益法人会計基準（以下「会計基準」という。）に準拠して処理するものとする。ただし、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用することが合理的な事業については、企業会計基準を適用する。」を「公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会「公益法人会計基準」の運用指針）に準拠して処理するものとする。」に改める。
 - (2) 第4条第1項の「会計基準を適用する会計を一般会計と特別会計に区分することができる。」を「法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。」に改める。
 - (3) 第4条第2項及び第3項を削除する。
 - (4) 第8条第1項の「理事会の議決に基づいて」を「理事会の決議に基づいて」に改める。
 - (5) 第10条第1項の「理事会の議決」を「理事会の決議」に改める。
 - (6) 第13条第2項及び第3項並びに第4項を削除し、第5項の「勘定科目ごとに1伝票とし、」を削除する。
 - (7) 第14条第1項及び第2項の「入金伝票及び出金」及び「並びに振替伝票の記載事項」を削除する。
 - (8) 第15条第1項の「入金伝票及び出金伝票については出納の日、振替伝票については事実発生の日とする。」を「現金の出納に係る取引については出納の日とし、その他の場合は取引の日とする。」に改める。
 - (9) 第21条第1項の「入金伝票によるものとする。」を「勘定科目ごとに作成した伝票を発行して行わなければならない。」に改める。
 - (10) 第21条第2項を削除する。
 - (11) 第23条第1項の「原則として」を「現金又は」に、「これによらないで」を「現金により」に改める。
 - (12) 第25条第1項の「出金伝票を作成し支出しなければならない。」を「伝票を発行して行わなければならない。」に改める。
 - (13) 第27条第1項の「現金（納付書払を含む。）、口座振込により」を「前条の規定により」に改める。
 - (14) 第42条第1項の「基本財産及びその他固定資産」を「基本財産及び特定資

産、その他固定資産」に改める。

(15) 第42条第2項の「及び特定資産」を削除する。

(16) 第52条第1項の「毎事業年度終了後2月以内」を「毎事業年度終了後3月以内」に、「理事会に提出し、」を「理事会の承認を受けた後、評議員会に提出し、」に改める。

(17) 第52条第2項第1号の「事業報告書」を「事業報告」に改める。

(18) 第52条第2項第2号の「収支計算書」を「事業報告の附属明細書」に改める。

(19) 第52条第2項第3号の「正味財産増減計算書」を「貸借対照表」に改める。

(20) 第52条第2項第4号の「貸借対照表」を「損益計算書（正味財産増減計算書）」に改める。

(21) 第52条第2項第5号の「財産目録」を「貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書」に改める。

(22) 第52条第2項第6号の「固定資産明細書」を「財産目録」に改める。

(23) 第55条第2項の「理事会に諮って」を「評議員会に諮って」に改める。

（規程の制定）

第4条 第1条第1項各号の規程は、この規程により公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団の規程として新たに制定されたものとみなす。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。